

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三
- 道路の供用を開始する件 三
- 障害者自立支援法による指定障害者 三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三
- 公共測量の実施について通知があった件 三
- 宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件 三
- 福祉サービス事業者を指定した件 三
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件 三
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件 三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三
- 公共測量の実施について通知があった件 三
- 宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件 三

告 示

福島県告示第二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 二 二本松市杉沢字道海一二〇(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
 - 三 解除の理由
 - 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 郡山市湖南町福良字福良山七四一三の三四五
 - 二 指定の目的
 - 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (治山対策課)

福島県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道赤坂東野塙線	東白川郡塙町大字常世北野字八幡二九八番一地从先から 同 郡同町大字常世北野字赤坂前一二番地先まで	平成二十二年一月五日

(道路計画課)

公 告

公告第十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
福笑グループホームフォレスト9	福島市春日町四―一七	合同会社福笑ふくし	福島県福島市春日町四―一七	平成二十二年一月一日	共同生活援助	精神障害者
グループホームなぎのいえ	同 市入江町五―一二	特定非営利活動法人なぎのいえ	同 市松山町九	同	同	同

（障がい福祉課）

公告第十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
会津中央病院	会津若松市鶴	平成二十二年	育成医療	形成外科	久保一人

公告第二十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。
平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

南川溪谷診療所	郡山市久留米四―九―一	同	更生医療	精神通院	精神科
方木田薬局	福島市方木田字中屋敷一―二九	同	育成医療 更生医療 精神通院	調剤	
大槻薬局	郡山市大槻町字人形垣東七二―一六	同	精神通院 医療	同	

（障がい福祉課）

公告第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	辞退年月日	自立支援医療の種類	辞退した診療科名
薬のカルテット方木田薬局	福島市方木田字中屋敷一―二九	平成二十二年一月三十一日	育成医療 更生医療 精神通院医療	調剤

（障がい福祉課）

公告第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
会津北部土地改良区
退任した役員

役別 氏名 住所
 理事 山口 信也 喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地

(農村計画課)

公告第二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 平成二十二年一月十五日

土地改良区の名称
 鮫川村土地改良区

福島県知事 佐藤 雄 平

役別	氏名	住所
理事	前田 武久	東白川郡鮫川村大字赤坂東野字官代九二番地
同	坂本 忠雄	同 郡同 村大字西山字岩野草四八番地
同	芳賀 重光	同 郡同 村大字西山字摺合四〇番地
同	田子 一夫	同 郡同 村大字赤坂西野字草牛七五番地一
同	芳賀 登	同 郡同 村大字渡瀬字田苗下四四番地
同	大平 忠一	同 郡同 村大字富田字二反田二番地
同	長井 太一	同 郡同 村大字渡瀬字青生野一四番地二一〇
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	大樂 勝弘	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字大塩九五番地
同	関根孝之助	同 郡同 村大字西山字戸倉一三一番地
同	鈴木 勝正	同 郡同 村大字西山字馬場一二番地
同	矢吹 栄蔵	同 郡同 村大字赤坂西野字塩倉七六番地
同	水野 忠徳	同 郡同 村大字赤坂西野字大塩三〇二番地
同	湯坐 純隆	同 郡同 村大字赤坂中野字新宿二九番地
同	矢吹 浩一	同 郡同 村大字赤坂西野字前折戸六九番地一

(農村計画課)

公告第二十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成二十二年一月五日付けでいわき市常磐閘船土地地区画整理組合理事長から次のとおり通知があった。
 平成二十二年一月十五日

- 一 測量地域 いわき市常磐閘船町地域
- 二 測量期間 平成二十二年一月十二日から同年三月三十一日まで

福島県知事 佐藤 雄 平

三 作業の種類 公共測量(基準点測量)

(技術管理課建設産業室)

公告第二十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。
 平成二十二年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 聴聞の日時 平成二十二年一月二十八日 午前十時
- 二 聴聞の場所 福島市杉妻町二番十六号 県庁本庁舎二階二〇一会議室
- 三 聴聞の内容 郡山市台新二丁目三十二番二十六号枝葉商事が宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定に該当するため

(建築指導課)